

基発 0417 第 1 号  
令和 2 年 4 月 17 日

文部科学省  
総合教育政策局長 殿

厚生労働省  
労働基準局長  
(公 印 省 略)

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の  
感染予防、健康管理の強化についての協力依頼

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われ、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、「三（3）まん延防止」の⑫において、緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県について、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされております。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続を求められる事業者として、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされております。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業場で働く方々をはじめとして、すべての事業場で働く方々の感染を防止するため、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に適切に取り組んでいただくことについて、労使団体を通じて傘下団体・企業又は構成組織に対し、周知を行っているところでありますが、貴職におかれましても所管の団体等あて周知等いただき、職場の感染予防の取組促進にご協力いただきますようお願いいたします。

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 久知良 俊二

課長補佐 樋口 政純

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 井内 努

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755